重度の障害のある方へ

特別障害者手当などが支給されます

給できます。 必要な方は、認定を受けることにより特別障害者手当などが受必要な方は、認定を受けることにより特別障害者手当などが受重度の障害のある方で、日常生活において常に特別な介護が

宅障害者で、次のいずれかに介護が必要な満20歳以上の在日常生活において常時特別なに重度の障害(※1)があり、【対象】身体または知的・精神

特別障害者手当

療育手帳の障害の程度がA、精の障害(身体障害者手帳3級、②重度の障害が一つあり、ほか害として扱います)

おいて常に特別な介護が必要障害のため日常生活(動作)に③重度の障害が一つあり、その神障害)が二つ以上ある

●障害児福祉手当

該当する方。

該当する子ども。 宅障害児で、次のいずれかに介護が必要な満20歳未満の在日常生活において常時特別なに重度の障害(※1)があり、

害者手帳2級)の合併障害 ②知的障害(療育手帳の障害の ②知的障害(療育手帳の障害の

るとき

●特別児童扶養手当

支給額 (月額)

26,810 円

14,580円

51,450円

34,270 円

1級

2級

皆 もを家庭で養育している保護に該当する満20歳未満の子どに障害があり、次のいずれかに対象】身体または知的・精神

■1級に該当する子ども

手当

特別障害者手当

障害児福祉手当

特別児童扶養手当

①身体障害者手帳1・2級ま

②療育手帳の障害の程度がAたは3級の一部 (※2)

■2級に該当する子ども

4級の一部 (※3) ①身体障害者手帳3級または

②療育手帳の障害の程度がB

重度の精神障害という。 重度の精神障害者でIQ(知級、知的障害者でIQ(知級、知的障害者でIQ(知

下肢の機能の著しい障害以上(※3)下肢障害において、一足首から欠くもの

手当には支給制限があります

・社会福祉施設に入所してい者の所得が一定以上あるとき・本人または配偶者、扶養義務

き(特別障害者手当のみ)

ありますあり、該当にならない場合が手当の認定については審査が

課へお問い合わせください。 異なります。詳しくは、福祉 手当によって必要な書類が

■問い合わせ

福祉課

80820 (77) 5505

めざせ! PLEGO 消費者

ご相談は…

☎083 (924) 0999畑口県消費生活センター柳井地区広域消費生活センター

悪質な架空請求はがきは無視してください!

相談

どうしたらよいか。 最終通知書」というはがきが届いた。心当たりはない。今後、「民事訴訟管理センター」から「総合消費料金未納分訴訟

ル里

いもしないように助言しました。架空請求であることを伝え、決して相手に連絡をせず、支払が、全国の消費生活センター等に多く寄せられていることや、この名称を名乗る機関からはがきが届いたといった相談

【ワンポイント講座】

要です。 要です。 支払う前に、まずは消費生活センターに相談することが重いて不明な点や不安を持った場合には、相手に連絡せず、したり、支払いをしてはいけません。請求された内容につな架空請求が横行しています。架空請求では相手に連絡をはがきやメールなど様々な手段で、身に覚えのない悪質

ンターに相談しましょう。すぐに柳井地区広域消費生活センターや山口県消費生活セ等の場合は、書類の真偽の判断が難しいので、放置せず、また、「裁判所からの支払督促」や「少額訴訟の呼出状」また、「裁判所からの支払督促」や「少額訴訟の呼出状」

問い合わせ周防大島町商工観光課

50820 (79) 1003